平成２５年（フ）第７２６号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目６番２―304号　県営しづか団地
債務者　川嶌　千春
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９３号
埼玉県戸田市下戸田１丁目４番21号　サンハウス203号室
債務者　布川　良弘
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０２号
さいたま市桜区大字上大久保354番地２　大久保中央歯科203号室
債務者　小松　　繁
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
埼玉県八潮市中央３丁目29番地２　サンモールフジ105号室、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬1407番地39　サカエコーポ101号
債務者　足立　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
埼玉県八潮市中央３丁目29番地２　サンモールフジ105号室、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬1407番地39　サカエコーポ101号
債務者　足立きよみ
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
埼玉県越谷市北越谷１丁目20番16号　サンファミール103
債務者　森　　栄子（旧姓染谷）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字畔杭瀬26番地１　ルミエール近藤201号
債務者　杉浦　紀和
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２４９号
札幌市東区北11条東７丁目１番１―706号
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３００号
札幌市西区発寒10条４丁目２番２号　コーポ暁１号
債務者　金子　弘司
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９０号
札幌市西区二十四軒４条５丁目１番６号　C＆C24軒205号
債務者　村田　ユカ（旧姓硲）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９５号
札幌市白石区栄通15丁目４番13号　和田荘１号
債務者　川田　規雄
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１２号
札幌市中央区南３条東３丁目18番地６　ジュネス札幌407号
債務者　佐藤　治樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３号
群馬県高崎市箕郷町東明屋84、住民票上の住所群馬県前橋市関根町１丁目９番地８
債務者　星野　　潔
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３号
新潟県佐渡市相川下戸炭屋浜町１番地１　県営下戸団地233
債務者　和倉　夕深
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第５２１号
堺市堺区中之町東１丁２番９号　エイトコート宿院103号
債務者　寺内　晃平
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
堺市堺区五条通２―１　木田和伸方、住民票上の住所大阪市都島区都島北通１丁目13番９号　オリエントレジデンス都島北通401号
債務者　玉城　　浩
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６号
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川350番地
債務者　丸勝建設こと　山本　勝三
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで和歌山地方裁判所御坊支部